

福田五月ヶ丘自治会規約

第1章 総 則

〔名称、地域〕

第1条 この会は福田五月ヶ丘自治会と称する。(以下、本会という)。本会の事務所は福田五月ヶ丘集会所に置く。区域は広島市東区福田八丁目全域のうち五月ヶ丘以外の寺分東、原山地区を除く。ただし、隣接する地域で本会の目的に賛同する者の地域を含む。

第2章 目的及び活動

〔目的〕

第2条 本会は会員同士の親睦を図り、会員相互間の連絡また地区の環境整備等を行い、住み心地の良い地域づくりを推進することを目的とする。

〔活動〕

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 住民相互の親睦を図る活動。
- (2) 防犯、防災、交通安全に関する活動。
- (3) 地域の環境美化及び住民の福祉・健康に関する活動。
- (4) 集会施設その他の資産の維持管理及び運営に関する活動。

第3章 会 員

〔会員の資格〕

第4条 本会の会員の資格は、第1条に定める区域に住所を置く住民または法人で、本会の目的に賛同する者とする。なお、住民は世帯を単位とする。

〔入会〕

第5条 本会に入会しようとする者は、会長に会員名簿を添えて届け出るものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、第1条に定める区域に住所を置く住民または法人の加入を拒んではない。

3 会員名簿に変更等が生じた場合は、速やかに会員名簿の訂正を届け出るものとする。

〔退会〕

第6条 会員の退会は、本人の申出、死亡、住所を区域外に移したときとする。

第4章 役 員

〔役員〕

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長若干名、部長4名、各部担当数名、会計監事2名、神社総代若干名
- (2) 組長・副組長は、各組それぞれ1名

2 部は、総務部・会計部、管理部・文化部とし、総務部には見守り担当、会計部には会計担当、管理部には施設担当・環境防災担当、文化部には行事担当を置く。

〔役員の選任〕

第8条 役員（組長・副組長を除く）は、執行部会で候補者を選出し、役員会に諮り総会において承認を受ける。

2 執行部役員への立候補者がいない場合は、組長から候補者を選出する。

3 組長及び副組長は輪番制を原則として組内のルールにより選任する。

〔役員の任期〕

第9条 役員（組長・副組長を除く）の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

2 組長及び副組長の任期は、それぞれ1年とし副組長から組長になることを原則とする。

〔役員の職務〕

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

（1）会長は、本会の運営を総括し、本会を代表する。

（2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、各部の責任者として各部を統括する。

（3）部長は、担当業務の責任者として職務を遂行する。

（4）総務部は、次の業務を主担当とする。

（イ）会議資料及び議事録の作成

（ロ）文書の整理・管理及び掲示物の管理

（ハ）集会所運営及び備品等の維持管理、使用の受け付け調整

（ニ）高齢者の見守りに関すること

（5）会計部は、金銭の出納事務を処理し、会計監査に必要な書類を管理する。

（6）管理部は、次の業務を担当する。

（イ）集会所の建物、ごみボックス、掲示板などの維持管理。

（ロ）道路・街路灯・側溝等公共施設の機能保全に関すること

（ハ）衛生・防疫・獣害に関すること

（ニ）防火・防犯・防災等地域の安全に関すること

（7）文化部は、次の業務を担当する。

（イ）秋祭り等地域行事に関すること。

（ロ）体育活動全般に関すること

（ハ）子ども・高齢者に関する行事への支援

（8）会計監事は、本会の会計の記録・予算執行を監査し、不正の事実を発見したときは総会にこれを報告しなければならない。

（9）組長は、自治体運営の根源であることを自覚し、各世帯の協力を求め次の業務を行う。

（イ）所属するブロック代表を一年毎に輪番制で行い、緊急連絡時の窓口にあたる。

（ロ）行事に実行委員として参画する。

（ハ）本会の規定により定められた会費の集金を行う。（集金月5月・11月の予定）

（ニ）役員会での決定事項と連絡事項は、記録し速やかに回覧する。

（ホ）転出入があれば速やかに執行部に報告し、会費を徴収・返還する。

（ヘ）組長を交替するときの事務引継は下記のとおり。

①回覧板

②組長の表札

③その他必要な事項

（10）副組長は、次の業務を行う。

（イ）所属するブロック副代表を一年毎に輪番制で行い、緊急連絡時の窓口にあたる。

（ロ）副組長は、組長を補佐し組長に事故あるときは、その職務を代行する。

（ハ）行事にメンバーとして参加する。

第5章 会 議

〔会議の構成〕

第11条 会議の構成は次のとおりとする。

- (1) 総会は全会員をもって構成する。
- (2) 役員会は会長・副会長・部長・各部担当・組長をもって構成する。
- (3) 執行部会は会長・副会長・部長・各部担当をもって構成する。
- (4) 必要があればオブザーバー等を招聘して話を聞くことができる。

〔会議の開催〕

第12条 会議は会長が次のとおり招集開催する。

- (1) 定期総会は原則として会計年度終了後1ヶ月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は会員の2分の1以上からの要請があるとき又は会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 役員会は定期的に開催する。
- (4) 執行部会は役員会開催前に開催する。

〔審議事項〕

第13条 総会・役員会・執行部会は次の事項を審議する。

- (1) 総会は次の事項を審議議決する。
 - (イ) 活動報告及び決算に関すること
 - (ロ) 活動計画及び予算に関すること
 - (ハ) 規約の改正に関すること
- (二) 役員の選任に関すること
- (ホ) その他本会会務に必要なこと
- (2) 役員会は次の事項を審議議決する。
 - (イ) 定期総会及び臨時総会に付議すべき事項
 - (ロ) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (ハ) 自治会運営に関すること
- (3) 執行部会は次の事項を審議議決する。
 - (イ) 総会に付議すべき事項
 - (ロ) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (ハ) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔定足数〕

第14条 会議の構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者とみなすものとする。

〔議長〕

第15条 総会の議長は、出席の会員の中から選出する。役員会・執行部会の議長は、副会長が輪番でこれを行う。

〔議決〕

第16条 総会・役員会・執行部会における議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

〔総会の議事録〕

第17条 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会員数及び出席会員数（委任状を含む）

(3) 審議事項及び決算事項等、経過概要とその結果

第6章 資産及び会計

〔資産〕

第18条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費（入会金を含む）
- (2) 臨時会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産目録記載の財産

〔会費等〕

第19条 本会の会費は、一世帯当たり月額500円とする。各組において集金し、第10条1項9号ハにより会計部に納入する。但し、居住していない会員などの会費の免除・減免等の届出があれば、執行部会において審議を行い決定する。

〔帳簿の整備〕

第20条 本会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは閲覧させなければならない。

〔予算及び決算〕

第21条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、会計監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

〔会計年度〕

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑 則

〔書類及び帳簿の備付等〕

第23条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えつけないといけない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 財産目録
- (4) 収入支出に関する帳簿等
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) その他必要なもの

〔慶弔〕

第24条 本会の会員及び会員の同居家族に慶弔のあるときには、次のとおりとする。

- (1) 自治会より香典10,000円を贈る。
 - (イ) 組長又は副組長がこれにあたる。
 - (ロ) 葬儀及び通夜は集会所を利用することができる。
- (2) 本会の会員が出産及び会員と同居家族が出産し出産児を会員として届け出たときは、自治会よりお祝い10,000円を贈る。
- (3) 敬老の日式典廃止に伴い、本会会員及び会員と同居の家族で、年末時点で80歳・85歳・90歳・95歳及び100歳以上の方に敬老の日記念品を贈る。
- (4) 会費を免除されているものは対象外とする。

〔保険の加入〕

第 25 条 本会は不慮の事故に備えて保険に加入する。

- (1) 集会所建物等の火災災害保険
- (2) 会員の職務中の事故・ケガ等に対応できる保険

〔表彰〕

第 26 条 本会の会員の表彰については次に定めるところによる。

- (1) 表彰は、役員会の議決を経て定期総会においてこれを行う。
 - (イ) 金一封又は記念品の贈呈 (10,000 円相当)
- (2) 会員の表彰は、本会に対する貢献が極めて顕著で表彰に値すると認められる者とする。
- (3) 表彰者の推薦は、執行部会・役員会の議決により定める。

〔旅費・活動費〕

第 27 条 本会の役員及び会員が会務のために活動する場合の旅費・活動費の支給は次のように定める。

- (1) 旅費は、1 回につき交通費・日当を合わせて 500 円とする。
- (2) 上記以外に必要な活動費については、執行部会で議決して支給する。

〔その他〕

第 28 条 本規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮り決定する。但し、緊急を要する場合
合は、執行部会で決定し、役員会に報告する。

〔付則〕

施行日、この規約は、平成 12 年 4 月 16 日から施行する。

平成 19 年 4 月 15 日一部改正

(第 25 条表彰について旧条文で表彰されている者については退任時に表彰状の授与し、金一封又は記念品の贈呈は行わないものとする。)

平成 20 年 4 月 20 日一部改正

平成 21 年 4 月 19 日一部改正

平成 22 年 4 月 18 日一部改正

(第 10 条の役員の任期について 2 年前から適用する。)

(第 25 条表彰について平成 22 年度役員から変更し適用する。)

平成 23 年 4 月 17 日一部改正

(第 25 条表彰について平成 23 年 4 月 18 日から適用する。)

平成 24 年 4 月 15 日一部改正

平成 25 年 4 月 14 日一部改正

(第 29 条表彰について平成 25 年 4 月 1 日から適用する。)

平成 26 年 4 月 13 日一部改正

平成 27 年 4 月 12 日一部改正

平成 29 年 4 月 16 日一部改正

平成 30 年 4 月 15 日一部改正

平成 31 年 4 月 14 日一部改正

令和 3 年 4 月 12 日一部改正

令和 4 年 4 月 24 日一部改正